

る）」のノハードはパ氏が神戸の知人から送つておひつたのだと
いふのである。

それで、この記事は更に九月の中頃には「一百萬の讀者を有する世界
最大の週刊雑誌の「サタデイ・イーグル・ポスト」誌上に所載
されるだらう」とパ氏は手紙に書いてゐる。

パ氏は、この春も米國に於いてノハードが放送された事を報じ
て來てゐたが、自分の喜びを學校の歓びとして一々報じて來る處は
いかにもパ氏らしい。そして氏は手紙の度に校長に恩を謝し、そし
て「自分は寝てもさめても、上野の事を忘れた事がない」

今度の手紙の末尾にも常にかわらぬ熱情をもつて次の様に語ら
いてゐる。手紙の全文を読んでみると、氏には日本は何と住みよ
所であつたか、視はれ。

（前略）

Often, I could say daily, my thoughts go to Japan, to
Ueno, to my friends and colleagues there, and always
with the feeling that the five years there were a rich,
unique experience which always will remain an outstanding
feature of my life.

Please bring everybody my most cordial greetings.

上野の音楽学校へ来る提琴の名手

（「回聲會報」第一八六号 昭和七年九月 五〇～五二頁）

オーストリアからボ氏

（八） ローパルト・ポラック Robert Pollak

在職期間 昭和五年～十一年（一九三〇～一九三七）

傭外国人教師
担当科目 ヴァイオリン

履歴（要約）

一八八〇年一月十八日オーストリアのウィーンに生まれる。母ハン・リツ
ターにヴァイオリンを師事し、ドイツ・ライプツィヒ音楽院でハンス・シ
ット、フーコー・リーマンに音楽理論を学ぶ。

一九〇三年～一九〇五年ジュネーヴ音楽院においてマルトナーにヴァイオリン
を師事。同時に一九一四年までジュネーヴ音楽院教師。
一九一二年ローランス音楽学校高等科教師。第一次世界大戦中ロシアに抑
留される。モスクワ音楽院教授。

一九一九年フランツ・オンドリシェクの後任として新ウィーン音楽院高等
科主任。

一九二六年サンフランシスコ音楽院高等科教員。同時にカリフォルニア弦
楽四重奏団長。

一九三〇年（昭和六年）東京音楽学校教師。

一九三一年（昭和七年）奏任に准ぜられる。
一九三四年（昭和九年）オーストリアよりプロフェッサーの称号が贈られ
る。

一九三七年（昭和十二年）再び渡米。

一九四一年ロサンゼルス音楽院で教鞭を取る。
一九六一年九月七日スイスのアルンネン没。

上野の東京音楽學校へこの九月から新たにオーストリア人の素晴らしい提琴の名手
が教授として迎へられる事になつた。この樂人は

ポーラクといひ

音楽の都ウイーン生れ、ウイーンの音楽院卒業後パリで巨匠アンリ・マルトーに師事し、ドイツでは今もスキスで老大家の名をほしいままにしてゐるカール・フレツシュの門に學び、獨佛兩國の至藝を體得して漸次獨奏家として地歩を占め遂にジュネーヴの音楽院モスクーおよびウイーンの帝室音楽院の教授に聘せられた事もある

氏は曰下東京に滯在してゐる名ピアニスト、シロタ氏とは親友で同じ屬のチエリスト・ブクスバウム氏との三人が組織してゐたシロタ・トリオは中歐室内樂の華として各國の音楽ファンにもてはやされた事がありポーラク氏今度の來朝についてもシロタ氏が大いに骨折つたらしい。

(「東京朝日新聞」昭和五年四月十一日)

東音祕一三號

昭和七年十一月二十五日

文部大臣官房祕書課長
菊澤季麿印

東京音樂學校校長 乘杉嘉壽 殿

通牒

東京音樂學校傭外國人教師

本月廿一日午後一時より奏樂堂に於てポ氏の初演奏があつた。來聽者は本校生徒及市内外の回聲會員で、聽衆一同に大きな感動と印象とを殘した。(伴奏ラウトルツア教師)

Programme

1. Sonate für Violine und Klavier Dittersdorf

2. Romanze Sindung.

3. Wiegenlied Max Reger.

4. Neuer Wein (Alt-Wiener Weise) Robert Pollak.

ポーラク氏今回の赴任に關してば、樂界の美しき挿話がある。師

渡日前氏の薰陶を受けてゐた生徒が師から離れる事を肯じないで後を慕ふてわざわざ太平洋を乗り越へて異國に於て迄も師の教授に與ひうといふ切なる求道心に燃えてゐる米人の生徒が二人もあるといふ事である。學校や教師がビヂネス化し、ストライキが勃發したり、師弟の情が地を拂つたかの觀ある今日、これは何と聞くも嬉しき話ではないか。(後略)

(『同聲會會報』第一六五号 昭和五年十月 一九頁)

(『外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年』)

本校外人教師の感謝狀

本校傭外國人教師シロタ、ポラツク、プリンングスハイム、ヴーアーペンニッヒ及トルの五氏に對して、日本政府は今回何れも委任官を以て待遇し、五氏の本邦樂界並教育界に於ける勞に酬ひる事となつたことは既報の通りであるが、前記五氏はこの厚遇を以て非常に満足し、その實現を見る迄に至つた乘杉校長の努力と國際的友情とに對して、左記の如き感謝狀が寄せられた。

記

東京音樂學校

乘杉校長殿

尊敬申上グル校長殿

先般貴官ヨリ小生等五人ノ東京音樂學校外國人教師ニ對シ奏任ノ地位ヲ賜リシ事ヲ拜承仕候小生等ハ依此事曰本ノ高級ナル役人ノ地位ニ高メラレタル外國人トシテ此名譽多ク且極メテ稀レナル昇進ヲ眞實ニ尊重シ得ルモノニ御座候併シ乍ラ更ニ又小生ハ此事タルヤ先ヅ第一ニ貴官ノ御推薦ニ對シ感謝致サマルヲ得ザルモノナルコトヲ承知仕候小生等ハ此事ニ於テ唯ニ貴官ガ小生等ノ業務ニ對シ御同情ヲ有セラレ且其遂行ニ對シ御考慮下サル、處ノ好意アル御關心ノアラセラル、新シキ證左トシテ之ヲ拜察致スノミナラズ尙且、貴官御統率ノ東京音樂學校ノ藝術上ノ進歩ニ關スル小生等ノ努力ヲ貴官ニ於テ御認知アラセラレ且御信賴アラセラル、一表示ナリト信ズル處ニ御座候

恐縮ナガラ、尊敬申上グル校長殿、貴官ニ對シ衷心ヨリ小生等ノ感謝ヲ披瀝申上候 頓首敬白

クラウス プリングスハイム
レ オ シ ロ タ

ローベルト ポ ラ ク
ヘルマン ヴーハーペニヒ
マ リ ア ト ル

(同聲會會報) 第一九〇号 昭和八年一月 一四(一五頁)

ポラツクの給料増額を求める學校長の上申書 およびその後取り交わした契約案とその翻訳。

音庶祕第二六號

傭外國人教師傭入契約變更ニ關スル件上申

本校傭外國人教師壞地利國入口ーベルト、ポラツクノ俸給ハ月四百九拾壹圓ノ處他ノ傭外國人教師トノ權衡上昭和八年四月分ヨリ月五百圓ニ増額致度別紙契約書案相添ヘ此段及上申候也

昭和八年三月二十四日

東京音樂學校長 乘 杉 嘉壽

文部大臣 城 山 一 郎 殿

傭入契約中變更ニ關スル契約案

昭和七年九月二十二日東京音樂學校長乘杉嘉壽ト ローベルト、ポラツク トノ間ニ締結シタル契約ノ當事者ハ該契約第二條ノ俸給ヲ昭和八年四月分ヨリ月五百圓ニ増額スルコトニ同意ス
右契約ノ證トシテ本書貳通ヲ作製シ各壹通ヲ所持ス

昭和八年 四月

東京音樂學校長 乘 杉 嘉 璞

ローブルム・ポラツク

[和文タイプ]

乘 杉 嘉 璞 殿

拜啓 貴官益々御多祥奉大賀候

陳者オースタリー國政府ヨリ當館宛

貴東京音樂學校教授

ローブルム・シロタ氏

ローブルム・ポラツク氏

〔對〕一九三四年五月十六日附「アロフュッサー」ノ稱號ヲ
授與セハネタル旨公文到着仕リ候間右御通牒申上候。〔和文タイプ〕

〔外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年〕

The parties who have signed on the 22nd September, 1932,
the Articles of agreement between Mr. Kazu Norisugi, Director
of the Tokyo Academy of Music, and Mr. Robert Pollak hereby
agree to increase the salary in Article II. to five hundred yen
(¥500) per complete calendar month beginning with April, 1933.

In witness whereof this agreement has been made in duplicate,
a copy to be retained by each of the contracting parties.

Tokyo, ----- 1933.

Kazu Norisugi,

Director of the Tokyo Academy of Music.

Robert Pollak.

[和文タイプ]

〔外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年〕

音樂學校の外人教師 母國から名譽の稱號

英國のポラツク、シロタ兩氏

東京音樂學校教師で永らく我が樂壇に在つて指導者として幾多の
優れた音樂家を手がけつゝあるオーストリー出身の提琴家ローブル
ム・ポラツク氏及び洋琴家のレオ・シロタ氏はその音樂的功績と音
樂を通じて日英間の親善に資するといふ多大であるといふので、母
國の「クラス大統領から」の程アロフュッサーの稱號を贈られた、
このアロフュッサーとは我が國でわらに用ゐられてゐる教授とは意味
を異にし、獨逸では文化的に最大の功勞あつたものへみに許される
稱號で、在留國人では今は上野音樂學校教師で指揮者兼提琴
家のウンケル氏がカイゼルから贈られたことあり、今回は一度目
である

〔中外商業〕昭和九年六月十七日

壞官第六八六一號

昭和九年六月十八日

壞國領事館印

東京音樂學校長

一九三六年八月廿九日
樂團の題で編集されたこの類の解説の行を譲る事あるが、書簡の
受け取れが行なれた。その一端を擧載する。

Yamanaka, den 7, August 1936

Sehr verehrter Herr Direktor!

Es lag nicht in meiner Absicht, durch weitere Briefe Ihre Sommerruhe zu stören. Aber da Sie in Ihrem Brief vom 5. August, für den ich Ihnen bestens danke, mich selbst auffordern, wenn ich es nötig fände, mich nochmals schriftlich zu der Frage, die unserem Briefwechsel zugrunde liegt, zu äussern, so möchte ich ein Missverständnis aufklären, das, wie ich aus Ihrem letzten Brief zu verstehen glaube, bezüglich meiner Auslegung des Artikel 3 unseres Vertrages obwaltet.

Ich bin weit davon entfernt, diesen oder irgend einen anderen Artikel unseres Vertrages genau nach seinem Buchstaben zu interpretieren, und habe mich, wie Sie wissen, auch stets mit Vergnügen und Interesse der Akademie für Konzerte, sowohl als Solist als auch als Konzertmeister und Kammermusiker, zur Verfügung gestellt, auch wenn die Veranstaltungen nicht im Gebäude der Akademie, oder nicht außerhalb Tokios, stattgefunden haben. Ich glaube also nicht, dass mich der Vorwurf treffen kann, dass ich das Wesen dieser Veranstaltungen missdeutet und ihren erzieherischen Wert unterschätze.

Es hat sich für mich nur um die eine Frage gehandelt, ob - ganz abgesehen von den kontraktlichen Verpflichtungen und von der ideellen Verbundenheit mit unserer Akademie, die ich

sehr stark empfinde, - von mir Leistungen erwartet werden, die nach meiner Ansicht nicht mehr nur der Akademie und ihren pädagogischen Zielen zugute kommen, sondern als Konzertveranstaltungen von Vereinen in der Provinz, bei denen die Akademie als Gesamtkörper oder - wie es im November der Fall war - einzelne Kräfte mitwirken, zu werten sind. Da Sie, geehrter Herr Direktor, selbst in der Antwort auf meinen ersten Brief von der "kleinen Tragfähigkeit des Vereins in Osaka" sprechen und nach Novemberkonzerten - wie Sie sich wohl erkennen - zu mir sagten, der Verein in Osaka müsse den Hauptteil der Einnahmen dazu verwenden, den Gesamtkörper der Akademie für Konzerte zu verpflichten, so scheint doch meine Auffassung der Lage eine gewisse Berechtigung zu haben. Ich habe das Gefühl, dass es der Form halber angebracht wäre, in diesen Fällen vor Antritt einer derartigen Konzertreihe über die von dem betreffenden Verein ausgesetzte Entgelitung Auskunft zu geben, damit Missverständnisse und Enttäuschungen vermieden werden. Ich werde selbstverständlich stets bereit sein, das grösste Entgegenkommen zu zeigen, und durch mein Verhalten weder Ihnen noch den betreffenden Vereinen Schwierigkeiten machen.

Mit den ergebensten Grüßen

Ihr Robert Pollak

[翻訳の参考書]

「私は最も誠実な態度で、貴重の貴の体験を如くに感謝せん」
「ハチ月廿九日」――（該書簡に記載した封筒の裏面）

表し候)——貴下は是迄の書信交換の中心問題に對し、若し必要を認める場合は、書信を以て所信申述べる様、御誘ひ有りたるに依り、小生は茲に契約第三條に對する小生の解釋に關し、存在する一つの誤解——(是れは最近の貴翰に依り、理解致す處に候)——を明かに致度存候。

小生は契約の該箇條又は其他に付、逐字的に、詳細に解釋せんとするものにては無之、小生は貴下御承知の如く是迄演奏會にあつては、譬へ本校の建物以外の場所に於て行はるとも或は又東京以外の場所に於てさへも、獨奏者、樂長代理竝に室内樂手として、常に満足と興味とを以て、本校の御役に立ち居る次第に御座候。故に小生が是等の演奏會の性質を曲解し、貴下の教育者としての價値を輕視するものなりとの非難は、小生には該當し得ざるものと存候。

唯、小生に取つては次の事が問題と相成りたるものに候。此事は小生が予て切實に感じ居る處の、小生の本校に對する契約上の義務及本校との精神的結合と云ふ點とは全く別箇の事に御座候。小生の考へる處にては、本校に對し、又其教育的目的に對し、一層役立つのみならず、又地方に於ける團體の演奏會として——(該演奏會には本校が總體として、又は十一月(註、昨年十一月大阪に於ける四外人教師の演奏會の事なるべし)の場合に於ける如く個々の力が協力致すものに候)——其價値を認めらるべき業蹟が小生に對し、期待されるかの問題に係るものに候。尊敬する學校長殿。貴下は小生の最初の書信の御回答中に、大阪の團體の負擔力の小なる事には、御申越し有之、且又、十一月の演奏會の後に於て——(多分御憶ひ越し被下る事と存候)——小生に對し、大阪の團體は本校總體の演

奏を希望するが故に、其收入の大部分を本校の招聘に充當すべきものとの御話有之候條、小生の此度の事態に關する解釋は、相當に正當なるものと存じ、右の如き場合に於ては、誤解と失望(當外れ)を避くる爲、斯る演奏旅行の開始前に於て、當該團體より提供されたる報酬に關し、御通知被下る事が、作法上適切の事かと、小生感染する次第に御座候。小生は勿論常に喜んで最大なる迎意を示さんと致すものに有之、小生の行爲に依り、貴下竝に當該團體に對し、種々支障を來さしめんとするものには無御座候。

(一九三六年八月七日 山中にて) ローベルト・ポラーク

〔手書き〕『外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年』

案

拜啓、陳者先般大阪市に於ける演奏會は日比谷公會堂に於ける演奏會と同様當校自體の演奏會に有之關係職員は其の職務上當然の義務として之に參加すべき次第に御座候即ち右參加職員に贈與したる報酬は一種の恩典(クナーデ)たるを以て其の多寡に付き彼は論すべき筋合のものに無之殊に外國人教師は其の就職に關する契約書中右義務に關し明瞭なる規定ある事承知の通りに有之貴下より之に付き何等の要求を受くべき理由無きものと存候況んや該演奏會に參加せし本邦人職員に對しては何れも五拾圓以下の少額なる手當を支給せしに拘らず前記職員としての義務關係を理解し何等の要求がましき事申出でたる者一人も無之場合甚だ不本意とする所に御座候小生としては恩典を少しにても多額ならしめん事を希望せる事勿論に候へ共先方の負擔能力低き爲め極めて少額の報酬を受けたるに過ぎず

ために本校の経費より相の金額を支出して之を補足し漸くにして右額を贈與する事を得たる事情に候也即ち貴下の贈與したる額が貴下の努力に對しまだ貴下の品位を保つに不足なりと考へられたるは畢竟するに以上の事實に對する認識を缺き且つ諒解の不充分なるに起因するものと存ぜられ誠に遺憾とする所に御座候右御了承相成度此段得貴意候

(外國人教師關係 自大正十三年至十一年)

(手書き)

も卒業、さらにウィーンでF・ブゾーニに師事し、そのかたわらウイーン大学で哲学・音楽史を学んだ。また、師とともに演奏会を催すなどヨーロッパ各地で独奏ピアニストとして活躍。

一九二八年(昭和三年)に初来日し、演奏活動を行つた。

一九二九年(昭和四年)再来日。

一九三一年(昭和六年)カガノフ(L・コハンスキイ)の後任として東京音楽学校で教鞭をとるようになり、コンクール審査員、新交響楽団ソリストとしても活躍した。門下生に永井進、豊増昇、園田高弘らがいる。

一九三四年(昭和九年)奏任官五等以上に準ぜられる。オーストリア政府よりプロフェッサーの称号を授与される。

一九四一年(昭和十六年)サンフランシスコから日本に戻る帰途、ホノルルで抑留され、解放のために日本の外務省が尽力した。

一九四六年(昭和二十一年)五月二十一日アメリカに移住、セント・ルイス音楽院教授となる。

一九六三年(昭和三十八年)門下生に呼ばれて再来日し、日比谷公会堂にて最終公演を行なつた。

一九六五年(昭和四十一年)二月二十四日⁽¹⁾ニューヨークで歿する。

(1) 没年月日を二十五日と記載している事典もあるが、シロタの長女ベアテ・シロタ・ゴードン著「一九四五年のクリスマス」では二十四日となつてゐる。

(2) ベアテ・シロタ・ゴードンに確認したところ、同著内の年譜でセント・ルイス没とあるのは誤りで、ニューヨーク没であることが判明した。

昭和六年一月十五日

傭外國人教師傭入ニ付上申案

本校ピアノ科担任ノ傭外國人教師ヨセフ・カガノフノ傭入契約期限ハ來ル三月末日ヲ以テ満了可致ニ付テハ右後任トシテ奥地利國人レ



レオ・シロタ

履歴(要約)

在職期間 昭和六年～十九年(一九三一～一九四四)
傭外國人教師
担当科目 ピアノ

(九) レオ・シロタ Leo Sirota

〔手書き〕